

**インターンシップマッチングシステム構築等
業務委託調達仕様書**

1 調達案件の概要

(1) 調達件名

インターンシップマッチングシステム構築等業務委託（以下「本調達」という。）

(2) 背景及び目的

県内では、若者を中心に転出超過が続く中、中小企業の労働力不足が深刻化しており、進学を機に県外へ転出した学生や三重県での就職を希望する求職者等に対して、県内中小企業等の魅力を発信し、県内への就職につなげていくことが喫緊の課題となっている。

こうした中で、さらに県内への若者の就職・定着を強力に進めるため、国の制度（地方創生推進交付金）を活用して、県内企業のインターンシップ情報を検索・参照可能で、応募から選考までを管理できるマッチングシステムを構築する。

(3) 業務の概要

本調達の概要は次のとおりである。

① インターンシップ情報等収集

県内事業者に対し、インターンシップ情報を募集のうえ、インターンシップ情報データベースを作成すること。

② マッチングシステムの開設及び運用・保守

マッチングシステムの開設及び運用・保守等を行うこと。

③ 付随業務

①及び②の業務に付随するプロジェクト管理、マッチングシステムの利用状況等の把握及び改善提案、県内関係者・インターンシップ実施企業との連絡調整、問合せ対応等の業務を行うこと。

なお、令和2～3年度については、②マッチングシステムの運用・保守及び③付随業務のうち②に係る業務を行うこと。

(4) 契約期間

契約締結日から令和4年3月31日まで

ただし、上記(3)の各事業の履行期間は次のとおりとする

① インターンシップ情報等収集

契約締結日から令和2年3月31日まで

② マッチングシステムの開設及び運用・保守

契約締結日から令和4年3月31日まで

③ 付随業務

契約締結日から令和4年3月31日まで

(5) 契約上限額

6,860,700 円(消費税及び地方消費税(税率 10%)を含む)

なお、それぞれの年度の上限額は次のとおりである。

令和元年度 4,658,500 円(消費税及び地方消費税(税率 10%)を含む)

令和2年度 1,101,100 円(消費税及び地方消費税(税率 10%)を含む)

令和3年度 1,101,100 円(消費税及び地方消費税(税率 10%)を含む)

(6) 令和元年度の作業スケジュール

令和元年度の作業スケジュールは、概ね次の図を想定している。詳細は、三重県と受託事業者(以下「受託者」という。)の協議によって決定する。

図 1 作業スケジュールの想定 (全体像)

	令和元年度				令和2年度	令和3年度
	12月	1月	2月	3月		
① インターンシップ情報等収集	企画	基本情報等収集・更新			インターンシップ情報等収集・更新支援・研修・啓発	
② マッチングシステムの開設及び運用・保守	開設(計画・要件定義・設計・開発・テスト)				運用保守等(運用保守・分析改善)	
③ 付随業務	企画	プロジェクト管理・状況分析・改善提案				

上記、青色の背景色のボックスに記述されているものが、本委託業務の対象範囲

令和2年度以降の「①インターンシップ情報等収集」については、別途予算の範囲内で発注する予定です。

2 作業の実施内容

受託者は、本調達仕様書に記載された作業内容や各要件を参照の上、以下に関し必要な作業を実施すること。

(1) インターンシップ情報等収集

県内事業者に対し、「イ 作業内容」に沿って、県と連携してサイトへ掲載するインターンシップ情報の募集をし、収集したインターンシップ情報を審査したうえで、インターンシップ情報データベースを作成し、マッチングシステムへ掲載する。

なお、掲載インターンシップ数は令和元年度内に150件を目標とし、翌年度以降は毎年新規200件を目標とする。

商工団体等に対しても、インターンシップ情報の募集の協力依頼を行うこと。

上記の内容を、三重県と協議の上、決定し、実施すること。

ア 対象

県内事業者(及び商工団体等)

イ 作業内容

①実施体制を含む実施計画を作成し、実施計画の進捗管理等により計画を管理すること。

②県内事業者に対し、マッチングシステムに掲載するインターンシップ広告を、費用対効果の優れた手法により継続的に募集し、インターンシップ広告の掲載を希望する県内事業者を増やすための広報活動等を行うこと。募集の際、インターンシップ情報等の内容を充実させるよう促すこと。

また、商工団体等にインターンシップ情報の募集の協力依頼を行うこと。

③必要な入力項目を網羅したインターンシップ情報等作成・更新用入力フォームを作成すること。入力フォームは、マッチングシステム上に作成する方法でも差し支えない。なお、誤入力などが多く発生する可能性があるため、そのようなことが可能な限り発生しないようにし、入力者の負担を軽減するための工夫を行うこと。入力されたインターンシップ情報が適正であるかの確認を行うこと。その確認については、入力フォームにおいて体系的に行う方法を推奨する。

④提出されたインターンシップ情報等について、その内容が適正であるか否か確認し、添削を行うこと。また、適正となったインターンシップ情報等をインターンシップ情報データベースに記録すること。

⑤④の作業において作成したインターンシップ情報データベースの内容をマッチングシステムへ掲載し、可能な限りリアルタイムに更新すること。

(2) マッチングシステムの開設及び運用・保守

三重県内外の学生・求職者に情報を届けられるよう、マッチングシステムの開設、運用・保守等を行うこと。

上記の内容を、次のとおり、三重県と協議の上、決定し、実施すること。

ア 作業内容

①実施体制を含む実施計画を作成し、実施計画の進捗管理等により計画を管理すること。なお、必要に応じて、テスト計画書、運用計画書、保守計画書は実施計画とは別途作成し、十分なテスト期間を確保すること。

- ②別紙1「マッチングシステム要件定義書」に基づき、マッチングシステムの開設、運用・保守等を行うこと。
- ③「(1) インターンシップ情報等収集」の作業において作成し、更新したインターンシップ情報データベースの内容をマッチングシステムへ掲載でき、可能な限りリアルタイムに更新できる機能を実装すること。
- ④三重県内外の学生・求職者に情報を届けられるよう、Web サイト利用者の嗜好にあった広告配信が可能なコンテンツ連動型広告などを利用して、マッチングシステムの周知・普及を行うこと。
- ⑤当該作業に係る問合せに対応し、その記録を管理すること。また、問合せ中、マッチングシステムを運営するうえで、改善すべき事案があったときは速やかに改善提案を行うこと。
- ⑥マッチングシステムの利用状況を詳細に把握し、改善提案をすること。
- ⑦令和2年度以降にインターンシップ情報収集等を担う事業者向けの操作マニュアルを作成すること。マニュアルは、専門的な文章は控え、視覚的に分かりやすく、かつ平易な表現とすること。

(3) 付随業務

(1) 及び(2)の業務に関し、これらに付随する業務、特に次に掲げる業務を三重県と協議の上、決定し、実施すること。

- ①それぞれの実施計画、実施体制を取りまとめ、本事業がリスクを回避しつつ、円滑に行われ、目的を達成するよう全体のプロジェクト管理を行い、進捗状況報告書及び各種管理表等を作成し、定例での会議体等を通じて進捗報告を行うこと。
- ②マッチングシステムの利用状況の把握及び改善提案を行うこと。
- ③翌年度以降に研修・啓発、情報収集・更新支援等を担う事業者が円滑に事業を継続できるよう引継書を作成すること。なお、引継書は、別途その内容について三重県と受託者で協議したうえで作成するものとする。

3 作業の実施に関する事項

(1) 機密保持、資料の取扱い

本調達に係る情報セキュリティ要件は次のとおりである。

- ①システムの構築・運用に際しては、三重県セキュリティーポリシーのほか、コンピュータの利用に関する各種関連規程を遵守するものとする。
- ②受託した業務以外の目的で情報を取得しないこと。
- ③業務上知り得た情報について、委託した業務以外の目的で利用し、又は第三者への開示や漏えいをしないこと。
- ④受託者の責に起因する情報セキュリティインシデントが発生するなどの万一の事故が

あった場合に直ちに報告すること。また、その損害に対する賠償等の責任を負うこと。

⑤業務の履行中に取り扱った情報については、複製したものを含め、本調達終了後に、返却可能なものは返却しつつ、抹消等を行い復元不可能な状態にすること。

⑥適切な措置が講じられていることを確認するため、発注者の求めに応じて遵守状況の報告を行う、又は発注者による実地調査が実施できるようにすること。

(2) 個人情報の取扱い

本調達に係る事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を守らなければならない。

(3) 法令等の遵守

本調達の遂行に当たっては、個人情報保護法、景表法、下請法等を遵守し履行すること。

4 成果物の取扱いに関する事項

(1) 成果物

本調達の各作業内容に係る成果物、納品期日及び納品形態は次のものとする(ただし、既存のマッチングシステムの改修や、民間サービスを利用する場合は、必要な項目・作業内容のみで差し支えない)。

No.	作業内容	成果物名	概要	納品期日	納品形態
1	(1)インターンシップ情報等収集	実施計画書	インターンシップ情報等収集支援に係る、実施体制を含む実施計画書。	契約締結後2週間以内	紙媒体正副1部 電子媒体1部
2		入力フォーム	インターンシップ情報等を事業者に入力してもらうための入力フォーム。 (マッチングシステムに実装する場合には不要)	令和2年3月31日	電子媒体1部
3		インターンシップ情報等データ	(1)によって収集したデータ。	令和2年3月31日	電子媒体1部
4		課題管理表	問合せの内容などインターンシップ情報等収集支援に係る課題を記録し、その対応状況をまとめたもの。	(1回目) 令和元年12月27日 (2回目) 令和2年3月31日	紙媒体正副1部 電子媒体1部

No.	作業内容	成果物名	概要	納品期日	納品形態
5		議事録	インターンシップ情報等収集支援に係る定例会議や打ち合わせに関する議事録。	定例会議後1週間以内	紙媒体正副1部 電子媒体1部
6		作業完了報告	インターンシップ情報等収集支援に係る実施計画書に基づき作業が完了したことを示すもの。	令和2年3月31日	紙媒体正副1部 電子媒体1部
7	(2)マッチングシステムの開	実施計画書	マッチングシステムの開設及び運用・保守に係る令和元年度の実施計画書。	契約締結後2週間以内 (翌年度以降の実施計画書は毎年4月14日までに提出)	紙媒体正副1部 電子媒体1部
8	設及び運用・	要件定義書	別紙1の要件定義書の最終版	契約締結後2週間以内	紙媒体正副1部 電子媒体1部
9	保守	設計書 (基本設計書、詳細設計書)	要件定義を踏まえた基本設計書及び実装するための詳細設計書(ノンプログラミングによる画面生成等プロトタイピング用のツール、外部サービスを利用する場合には、その設定情報その他必要となる情報を含む。)	令和2年3月31日	紙媒体正副1部 電子媒体1部
10		ソースコード一式	マッチングシステムの開設に当たってのソースコードの一式。	令和2年3月31日	電子媒体1部
11		テスト計画書	マッチングシステムのリリース前に行う、設計書、要件定義書のとおり動作するか否かを確認するために行うテストに関する体制、環境、作業内容、作業スケジュール、シナリオ、合否判定基準等を記載した計画書。実施計画書とは別に作成し、提出する。	令和2年3月31日	紙媒体正副1部 電子媒体1部
12		テストデータ	テストに用いたダミーデータ。	令和2年3月31日	電子媒体1部

No.	作業内容	成果物名	概要	納品期日	納品形態	
13		実行プログラム一式	開設するマッチングシステムそのもの。	令和2年3月31日	マッチングシステムへの実装	
14		課題管理表	問合せの内容などマッチングシステムに係る課題を記録し、その対応状況をまとめたもの。	(1回目) 令和元年12月27日 (2回目) 令和2年3月31日 (翌年度以降は7月末日、11月末日、3月末日までに提出)	紙媒体正副1部 電子媒体1部	
15		システム説明書	マッチングシステムに係るシステムの操作マニュアル一式(翌年度以降に研修・啓発、情報収集・更新支援等を担う事業者向け)	令和2年2月28日	紙媒体正副1部 電子媒体1部	
16		議事録	マッチングシステムに係る定例会議や打ち合わせに関する議事録。	定例会議後1週間以内 (翌年度以降も同様)	紙媒体正副1部 電子媒体1部	
17		作業完了報告	マッチングシステムに係る実施計画書に基づき作業が完了したことを示すもの	令和2年3月31日 (翌年度以降も毎年3月末日までに提出)	紙媒体正副1部 電子媒体1部	
18		(3)付随業務	プロジェクト計画書	実施計画の全体をまとめ、具体的なプロジェクト管理に関する方法を定めたもの。	契約締結後2週間以内	紙媒体正副1部 電子媒体1部
19			議事録	プロジェクト管理に係る定例会議や打ち合わせに関する議事録。	定例会議後1週間以内	紙媒体正副1部 電子媒体1部
20	マッチングシステムの運用状況報告書		プロジェクトの進捗等の状況、研修・啓発、インターンシップ情報等の収集等の状況、マッチングシステムの状況、KPIの状況などの現状を記載するとともに、将来の見通しや課題の対応策を記述したもの。	月次	紙媒体正副1部 電子媒体1部	

No.	作業内容	成果物名	概要	納品期日	納品形態
21		引継書	本事業に関し、翌年度以降に研修・啓発、情報収集・更新支援等を担う事業者を引き継ぐべき事項をまとめたもの。	令和2年2月28日	紙媒体正副1部 電子媒体1部

(2) 成果物の納品方法

- ①成果物は、全て日本語で作成すること。
- ②用字・用語・記述符号の表記については、「公用文作成の要領(昭和27年4月4日内閣閣令第16号内閣官房長官依命通知)」を参考にすること。
- ③情報処理に関する用語の表記については、日本工業規格(JIS)の規定を参考にすること。
- ④成果物は、原則として、上記表の納品形態に掲げるとおりとする。
- ⑤紙媒体による納品について、用紙のサイズは、原則として日本工業規格 A 列4番とするが、必要に応じて日本工業規格 A 列3番を使用すること。
- ⑥電磁的記録媒体による納品について、Microsoft Office で作成し、CD-R 等の電磁的記録媒体に格納して納品すること。
- ⑦納品後、三重県において改変が可能となるよう、図表等の元データも併せて納品すること。
- ⑧成果物の作成に当たって、特別なツールを使用する場合は、三重県の承認を得ること。
- ⑨成果物が外部に不正に使用されたり、納品過程において改ざんされたりすることのないよう、安全な納品方法を提案し、成果物の情報セキュリティの確保に留意すること。
- ⑩電磁的記録媒体により納品する場合は、不正プログラム対策ソフトウェアによる確認を行うなどして、成果物に不正プログラムが混入することのないよう、適切に対処すること。なお、対策ソフトウェアに関する情報(対策ソフトウェア名称、定義パターンバージョン、確認年月日)を記載したラベルを貼り付けること。

(3) 成果物の納品場所

原則として、成果物は次の場所において引渡しを行うこと。ただし、三重県が納品場所を別途指示する場合はこの限りではない。

〒514-8570

三重県津市広明町13番地

三重県雇用経済部雇用対策課

(4) 知的財産権の帰属

- ①本調達における成果物の著作権及び二次的著作物の著作権(著作権法第21条か

ら第 28 条に定める全ての権利を含む。)は、受託者が本調達の実施の従前から権利を保有していた等の明確な理由によりあらかじめ提案書にて権利譲渡不可能と示されたもの以外は、全て三重県に帰属するものとする。

- ②三重県は、成果物について、第三者に権利が帰属する場合を除き、自由に複製し、改変等し、及びそれらの利用を第三者に許諾すること(以下「複製等」という。)ができるとともに、任意に開示できるものとする。また、受託者は、成果物について、自由に複製し、改変等し、及びこれらの利用を第三者に許諾することができるものとする。ただし、成果物に第三者の権利が帰属するときや、複製等により三重県がその業務を遂行する上で支障が生じるおそれがある旨を契約締結時までには通知したときは、この限りでないものとし、この場合には、複製等ができる範囲やその方法等について協議するものとする。
- ③納品される成果物に第三者が権利を有する著作物(以下「既存著作物等」という。)が含まれる場合には、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続を行うこと。この場合、本業務の受託者は、当該既存著作物の内容について事前に三重県の承認を得ることとし、三重県は、既存著作物等について当該許諾条件の範囲で使用するものとする。なお、本仕様に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争の原因が専ら三重県の責めに帰す場合を除き、受託者の責任及び負担において一切を処理すること。この場合、三重県は係る紛争等の事実を知ったときは、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受託者に委ねる等の協力措置を講じるものとする。
- ④本件プログラムに関する権利(著作権法第 21 条から第 28 条に定める全ての権利を含む。)及び成果物の所有権は、三重県から受託者に対価が完済されたとき受託者から三重県に移転するものとする。
- ⑤受託者は三重県に対し、一切の著作権者人格権を行使しないものとし、また、第三者をして行使させないものとする。
- ⑥受託者は使用する画像、デザイン、表現等に関して他者の著作権を侵害する行為に十分配慮し、これを行わないこと。

(5) 瑕疵担保責任

- ①受託者は、本調達について検収を行った日を起算日として1年間、成果物に対する瑕疵担保責任を負うものとする。その期間内において瑕疵があることが判明した場合には、その瑕疵が三重県の指示によって生じた場合を除き(ただし、受託者がその指示が不適當であることを知りながら、又は過失により知らずに告げなかったときはこの限りでない。)、受託者の責任及び負担において速やかに修正等を行い、指定された日時までに再度納品するものとする。なお、修正方法等については事前に三重県の承認を得てから着手するとともに、修正結果等についても三重県の承認を受けること。
- ②前項の瑕疵担保期間経過後であっても、成果物等の瑕疵が受注事業者の故意又は重

大な過失に基づく場合は、本調達について検収を行った日を起算日として3年間はその責任を負うものとする。

- ③三重県は、前各項の場合において、瑕疵の修正等に代えて、当該瑕疵により通常生ずべき損害に対する賠償の請求を行うことができるものとする。また、瑕疵を修正してもなお生じる損害に対しても同様とする。

(6) 検収

- ①本調達の受託者は、成果物等について、納品期日までに三重県に内容の説明を実施して検収を受けること。
- ②検収の結果、成果物等に不備又は誤り等が見つかった場合には、直ちに必要な修正、改修、交換等を行い、変更点について三重県に説明を行った上で、指定された日時までに再度納品すること。

5 作業の実施体制・方法に関する事項

本調達の受託者は、次のとおり、各作業内容について、必要な体制要件を具備していること。

作業内容	必要な体制の要件
(1)インターンシップ情報等収集	次の要件を具備すること。 ① インターンシップ情報の取扱いに関する実績・経験があること。
(2)マッチングシステムの開設及び運用・保守	次の要件を具備すること。 ①Web サイト、DB、APIなどの構築、運用、保守の実績・経験があること。
(3)付随業務	

6 再委託に関する事項

(1) 再委託の制限及び再委託を認める場合の条件

- ①本調達の受託者は、業務を一括して又は主たる部分を再委託してはならない。
- ②受託者における遂行責任者を再委託先事業者の社員や契約社員とすることはできない。
- ③受託者は再委託先の行為について一切の責任を負うものとする。
- ④再委託先における情報セキュリティの確保については受託者の責任とする。
- ⑤再委託を行う場合、再委託先が「5 作業の実施体制・方法に関する事項」に示す要件を満たすこと。

(2) 承認手続

- ①本調達の実施の一部を合理的な理由及び必要性により再委託する場合には、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した再委託承認申請書を三重県に提出し、あらかじめ承認を受けること。
- ②前項による再委託の相手方の変更等を行う必要が生じた場合も、前項と同様に再委託に関する書面を三重県に提出し、承認を受けること。
- ③再委託の相手方が更に委託を行うなど複数の段階で再委託が行われる場合（以下「再々委託」という。）には、当該再々委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再々委託を行う業務の範囲を書面で報告すること。

(3) 再委託先の契約違反等

再委託先において、本調達仕様書の遵守事項に定める事項に関する義務違反又は義務を怠った場合には、受託者が一切の責任を負うとともに、三重県は、当該再委託先への再委託の中止を請求することができる。

7 委託費

(1) 委託費の返還

受託者が委託契約の内容又はこれに付した条件に違反した場合は、契約の一部又は全部を解除し、委託費の支払い停止若しくは既に支払った委託費の額の一部又は全部を県に返還する。また、上記により契約を解除した場合は、損害賠償又は違約金を求める場合がある。

(2) 委託費の支払い

委託料は、毎年度委託業務が完了し、履行確認が行われた後に支払うものとする。
なお、本業務を実施するにあたり、必要がある場合は前金払いをすることができるものとする。

8 その他特記事項等

- (1) 三重県は、必要に応じ、受託先を訪問し状況確認を行うとともに、実地及び書面による検査を実施することができるものとする。
- (2) 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは速やかに委託者に報告し、三重県の指示に従うこと。

- (3) 業務の遂行において疑義が生じた場合は、三重県と協議し、その指示に従うこと。
- (4) この契約にかかる会計関係書類は、委託事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間の保存が必要である。
- (5) 三重県は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。
- (6) 受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項(合理的配慮の提供義務)に準じ適切に対応するものとする。
- (7) 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置
- ① 受託者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 発注所属に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。
 - ② 三重県は、受注者が①イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。
- (8) 事業実施にあたって、契約書及び本調達書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と協議して実施するものとする。

9 附属文書

- ② 別紙1 マッチングシステム等要件定義書

※ 本資料に記載された会社名、製品名等は各社の商標又は登録商標である場合がある。

別記

個人情報の取扱いに関する特記事項

注) 「甲」は実施機関を、「乙」は受託者をいう。

(基本的事項)

第1条 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

また乙は、個人番号を含む個人情報取扱事務を実施する場合には、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)等関係法令を遵守すること。

(秘密の保持)

第2条 乙は、この契約による事務に関して知ることができた個人情報を甲の承諾なしに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(責任体制の整備)

第3条 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(責任者等の報告)

第4条 乙は、この契約による個人情報の取扱いの責任者(以下「個人情報保護責任者」という。))及び業務に従事する者(以下「作業従事者」という。))を定め、書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項の個人情報保護責任者及び作業従事者を変更する場合は、あらかじめ甲に報告しなければならない。

(作業場所等の特定)

第5条 乙は、個人情報を取り扱う場所(以下、「作業場所」という。))とその移送方法を定め、業務の着手前に書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、作業場所及び移送方法を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

3 乙は、甲の事務所内に作業場所を設置する場合は、個人情報保護責任者及び作業従事者に対して、身分証明書を常時携帯させ、名札等を着用させて業務に従事させなければならない。

(収集の制限)

第6条 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、事務の目的を明確にするとともに、事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、甲が指示した場合を除き、本人から収集しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第7条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以

外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(教育の実施)

第8条 乙は、この契約による事務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その事務に関して知ることができた個人情報了他に漏らしてはならないこと、契約の目的以外の目的に使用してはならないこと及び三重県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第13条、条例及び番号法に定める罰則規定並びに本特記事項において従事者が遵守すべき事項、その他この契約による業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修をしなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第9条 乙は、この契約による事務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者による個人情報の処理に関する結果について責任を負うものとする。

(再委託の禁止)

第10条 乙は、この契約による事務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

また、甲の承諾を得て乙が再委託する場合には、乙は、本条第2項から第6項の措置を講ずるものとし、再々委託を行う場合以降も同様とする。

2 乙は、個人情報の処理を再委託する場合又は再委託の内容を変更する場合は、あらかじめ次の各号に規定する項目を記載した書面を甲に提出して前項の承諾を得なければならない。

- 一 再委託する業務の内容
- 二 再委託先
- 三 再委託の期間
- 四 再委託が必要な理由
- 五 再委託先に求める個人情報保護措置の内容
- 六 前号の個人情報保護措置の内容を遵守し、個人情報を適切に取り扱うという再委託先の誓約
- 七 再委託先の監督方法
- 八 その他甲が必要と認める事項

3 乙は、再委託を行ったときは遅滞なく再委託先における次の事項を記載した書面を甲に提出しなければならない。

- 一 再委託先
- 二 再委託する業務の内容
- 三 再委託の期間
- 四 再委託先の責任体制等
- 五 再委託先の個人情報の保護に関する事項の内容及び監督方法
- 六 その他甲が必要と認める事項

4 乙は、前項の内容を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなけれ

ばならない。

- 5 乙は、再委託を行った場合、再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と再委託先との契約内容にかかわらず、甲に対して、再委託先による個人情報の処理及びその結果について責任を負うものとする。
- 6 乙は、再委託を行った場合、その履行状況を管理・監督するとともに、甲の求めに応じて、管理・監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。

(個人情報の適正管理)

第11条 乙は、この契約による事務を行うために利用する個人情報を保持している間は、次の各号の定めるところにより、個人情報の管理を行わなければならない。

- 一 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理可能な保管室で厳重に個人情報を保管すること。
- 二 甲が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出さないこと。
- 三 個人情報を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。
- 四 甲から引き渡された個人情報を甲の指示又は承諾を得ることなく複製又は複写しないこと。
- 五 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録されたデータの正確性について、定期的に点検すること。
- 六 個人情報を管理するための台帳を整備し、責任者、保管場所その他の個人情報の取扱いの状況を当該台帳に記録すること。
- 七 作業場所に、私用パソコン、私用外部記録媒体その他私用物を持ち込んで、個人情報を扱う作業を行わせないこと。
- 八 個人情報を利用する作業を行うパソコンに、個人情報の漏えいにつながると考えられる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。

(受渡し)

第12条 乙は、この契約において利用する個人情報の受渡しに関しては、甲が指定した手段、日時及び場所で行うものとし、個人情報の引渡しを受けた場合は、甲に受領書を提出しなければならない。

(個人情報の返還、廃棄又は消去)

第13条 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡され、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報について、事務完了後、甲の指示に基づいて個人情報を返還、廃棄又は消去しなければならない。

- 2 乙は、第1項の個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。
- 3 乙は、パソコン等に記録された第1項の個人情報を消去する場合、データ

消去用ソフトウェアを使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。

4 乙は、個人情報を廃棄又は消去したときは、廃棄又は消去を行った日、責任者名及び廃棄又は消去の内容を記録し、書面により甲に報告しなければならない。

5 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

(点検の実施)

第14条 乙は、甲から個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、個人情報の取扱いに関する点検を実施し、直ちに甲に報告しなければならない。

(検査及び立入調査)

第15条 甲は、本委託業務に係る個人情報の取扱いについて、本特記事項に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙及び再委託先等に対して検査を行うことができる。

2 甲は、前項の目的を達するため、作業場所を立入調査することができるものとし、乙に対して必要な情報を求め、又はこの契約による事務の執行に関して必要な指示をすることができる。

(事故発生時の対応)

第16条 乙は、この契約による事務の処理に関して個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

2 乙は、甲と協議のうえ、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

(契約の解除)

第17条 甲は、乙が本特記事項に定める義務を履行しない場合は、この契約による業務の全部又は一部を解除することができる。

2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第18条 乙の故意又は過失を問わず、乙が本特記事項の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。